

# についてのお知らせ

●保険証(被保険者証)を更新します(保険証は1人に1枚交付されます)

《7月31日まで・青みがかった色》

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏 名 広域 太郎

一部負担金の ○ 割

割 合

有効期限 令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限

被保険者番号○○○○○○○○ 令和3年7月31日

住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日

資格取得年月日 平成○○年○○月○○日

発 効 期 日 令和○○年○○月○○日

交 付 年 月 日 令和○○年○○月○○日

一部負担金の割合 ○ 割

保 険 者 番 号 ○○○○○○○○

保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☐

《8月1日から・赤みがかった色》

被保険者番号 ○○○○○○○○

氏 名 広域 太郎

一部負担金の ○ 割

割 合

有効期限 令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限

被保険者番号○○○○○○○○ 令和4年7月31日

住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

氏 名 広域 太郎 性別 男

生 年 月 日 昭和○○年○○月○○日

資格取得年月日 平成○○年○○月○○日

発 効 期 日 令和○○年○○月○○日

交 付 年 月 日 令和○○年○○月○○日

一部負担金の割合 ○ 割

保 険 者 番 号 ○○○○○○○○

保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☐

後期高齢者医療の保険証は養老町に住所を有する75歳以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳で広域連合の認定を受けた人に交付されます。現在の保険証の有効期限は7月31日ですので、8月1日からは7月中に送付する新しい“赤みがかった色”の保険証を使用してください。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、十分にご注意ください。

●令和3年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和3年度の保険料は、令和2年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた人には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】

令和3年度の保険料額は以下のア、イの合計額になります(ただし、64万円を上限とします)。

ア：均等割額(被保険者一人あたり44,411円)

イ：所得割額(※被保険者の所得×所得割率8.55%) ※総所得金額など－43万円(基礎控除額)

(注)基礎控除額は、令和3年から43万円に変わりました(令和2年までは33万円)。

●保険料の軽減措置について

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

| 軽減割合 | 同じ世帯の被保険者と世帯主の、令和2年中の総所得金額など※1の合計額                   |
|------|------------------------------------------------------|
| 7割軽減 | 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者など※2の数－1)以下                |
| 5割軽減 | 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者など※2の数－1)+28.5万円×(被保険者数)以下 |
| 2割軽減 | 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者など※2の数－1)+52万円×(被保険者数)以下   |

※1 令和3年度から軽減の基準が変わりました。基準となる「10万円×(年金・給与所得者などの数－1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者などが2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある人(給与収入55万円超)または公的年金などに係る所得がある人(公的年金等の収入金額が、65歳以上で110万円を超える人または65歳未満で60万円を超える人)。